

一般社団法人三重県山岳・スポーツクライミング連盟

加盟団体規程

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、一般社団法人三重県山岳・スポーツクライミング連盟（以下「本連盟」という）の正会員として入会した団体（以下「加盟団体」という）に関する事項を定める。
（加盟団体）

第 2 条 本協会の加盟団体は、次の通りとする。

（1） 本連盟の目的に賛同して入会した登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツの団体

（加盟団体の使命）

第 3 条 本連盟の加盟団体は、スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うため、以下の取り組みを自主的・自律的に行わなければならない。

（1） 「スポーツ宣言日本」（平成 23 年 7 月 15 日採択）に提起するスポーツの使命の達成に努めること。

（2） 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、健全な普及・発展を図ること。

（3） 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツを統括する団体としての組織運営の透明性を確保し、ガバナンスの強化・充実を図ること。

第 2 章 組織

（加盟団体の組織）

第 4 条 三重県内の登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツに関する活動を行う団体として組織しなければならない。

第 3 章 権限

（社員代表及び理事候補者の推薦）

第 5 条 加盟団体は、本連盟に対し、各団体 1 名の社員候補者を推薦しなければならない。

2 加盟団体は、本連盟に対し、理事候補者を推薦することができる。

（加盟団体社員会議等）

第 6 条 本連盟会長が必要と認めた場合、加盟団体連絡会（社員会議）を招集することができる。

2 本連盟会長が必要と認めた場合、事務連絡の会議を招集することができる。

第 4 章 義務

（遵守すべき事項）

第 7 条 加盟団体は、関係法令及び加盟団体に適用する本連盟の規程等を遵守するとともに、本規程第 3 条に定める使命を果たすよう努めなければならない。

（報告及び届出義務）

第 8 条 加盟団体は、新年度の年次登録（代表者、事務連絡先、社員候補者及び会員数）について、毎年 3 月末までに、本連盟に報告しなければならない。

2 加盟団体は、当該年度の団体登録会員届を 5 月末までに、本連盟に提出しなければならない。

3 加盟団体は、代表者、事務連絡先、社員候補者等に変更があった場合には、直ちに書面をもって、本連盟に届出なければならない。

（会費等の納入）

第 9 条 加盟団体は、本連盟の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、定款第 8 条に基づき、加盟金及び年度ごとに分担金（会費）を支払わなければならない。

2 前項の分担金は別に定める、加盟団体年会費と構成員の個人登録料の合計金額とし、毎年度 5 月末までに納入することとする。

第 5 章 加盟及び退会

（加盟）

第 10 条 新たに本連盟の加盟団体になろうとする者は、その代表者より本連盟に加盟申請書、その他必要な書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項により加盟を認められた団体は、定款第 8 条に基づく加盟金及び年会費を納入するものとする。

（加盟基準）

第 11 条 本連盟に加盟するには、次の各号の基準をすべて満たしていることとする。

① 本連盟が定めた定款及び各種規程等を遵守すること。

- ② 本連盟と相互に協力して事業活動を行うことを旨とし、普段に相互の信頼醸成に努めるものとする。
- ③ 本連盟の名誉を毀損したり、本連盟の目的に反したりする行為をしないこと。
- ④ 反社会的勢力との関係を有していないこと。
- ⑤ その他入会を認めない正当な事由がないこと。

（退会）

第 1 2 条 加盟団体が退会しようとする場合には、退会届を提出するものとする。

- 2 加盟団体が定款又は本連盟の規程に反したとき、若しくは本連盟の加盟団体として不適当と認められるときは、総会の決議をもって退会させることができる。

（納付金等の精算）

第 1 3 条 加盟団体が、前条第 1 項又は第 2 項により退会した場合、既に納付した経費等は理由の如何を問わず返還しない。また、退会前に支払い義務が生じた納付金等は、直ちに全額納金しなければならない。

第 6 章 補則

（協議事項）

第 1 4 条 本規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

（改 廃）

第 1 5 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経るものとする。

附 則

- 1 この規程は、本連盟の設立の日から施行する。
- 2 この規程の改正は、令和 年 月 日から施行する。